

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(宛先) 富山市長

届出者 住所
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| (1) 土地の区画形質の変更
(2) 建築物の建築又は工作物の建設
(3) 建築物等の用途の変更
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更
(5) 木竹の伐採
(6) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積 | について、下記により届け出ます。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|

記

1. 行為の場所 富山市
2. 行為の着手予定日 年 月 日
3. 行為の完了予定日 年 月 日
4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)		
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分
	(i) 敷地面積	/	/
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積	(m ²)	(m ²)
	(iv) 敷地の地盤面の高さ	から m	
	(v) 高さ	地盤面から m	
	(vi) 居室の床面の高さ	から m	
	(vii) 緑化施設の面積	m ²	
	(viii) 用途		
(ix) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更内容		
(5) 木竹の伐採	伐採面積 m ²		
(6) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積	物件の堆積を行う土地の面積		物件の種類
	m ²		

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとする
こと。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
- 8 (6) 物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の内容を記載する
こと。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の区画形質の変更の場合
 - イ) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの。
 - ロ) 設計図で縮尺百分の一以上のもの。
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設、(3) 建築物の用途の変更の場合
 - イ) 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの。
 - ロ) 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る)で縮尺五十分の一以上のもの。
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更の場合
 - イ) 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺百分の一以上のもの。
 - ロ) 二面以上の立面図で、縮尺五十分の一以上のもの。
- (5) 木竹の伐採(6) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合
 - イ) 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの。
 - ロ) 当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの。
- (7) その他参考となるべき事項を記載した図書
 - イ) 付近見取図
 - ロ) 敷地面積、建築面積及び延べ面積の求積図等